一般社団法人成田市スポーツ協会入会に関する規程

第１条　一般社団法人成田市スポーツ協会（以下「当法人」という）定款第２章第６条により、加盟団体に関する規定を定める。

第２条　加盟団体は、当法人定款第３条に規定する目的に賛同し、市民スポーツの普及・振興に関する事業を行わなければならない。

第３条　加盟団体は、毎年１１月までに翌年度の事業計画、並びに収支予算書を提出し、又、毎年３月末日までにその年度の事業報告並びに決算報告をしなければならない。

第４条　新たに加盟しようとする団体は、その代表者より下記の書類を当法人に提出し、当法人理事会の承認を得なければならない。

　　　　１．加盟申請書

　　　　２．事務局所在地

　　　　３．所属加盟団体組織一覧表

　　　　４．役員名簿一覧表（役職名、氏名、住所）

　　　　５．前年度の事業概要

　　　　６．当該年度の事業予定表

　　　　７．当該年度の予算書

第５条　理事会は、必要に応じてヒヤリングを行い、明らかな不的確事項がなければ承認するものとする。

　　　　このため、別に一般社団法人成田市スポーツ協会加盟審査基準を定める。

第６条　加盟の承認を得た団体は、直ちに当法人定款第８条により正会員として推薦者の氏名、住所、生年月日、電話等連絡先を記載した所定の入会届出書の提出と入会金、加盟団体会費の納入をしなければならない。

第７条　加盟の承認を得た団体は、別に定める当法人加盟審査基準の第３項「加盟団体共通の遵守事項」を守らなければならない。

第８条　加盟団体が退会しようとするときは、定款第１０条により所定の退会届を会長に提出する。

附　則

１　平成２７年４月７日より施行する。

2　令和２年５月９日一部改訂

一般社団法人成田市スポーツ協会加盟審査基準

　一般社団法人成田市スポーツ協会（以下「当法人」という）に加盟申請書の提出があった場合は、当法人入会に関する規程第５条に基づき次の項目について審査する。

　１．団体としての性格

　（１） 成田市スポーツ健康都市宣言を基調とし、当法人加盟団体として求められる共通事項を遵守すること。

　（２） 年間事業計画、予算、役員、組織などが会員又は構成員によって承認されていること。

　２．組織の構成

　（１） 事務所所在地は、成田市内に有すること。

　　　並びに、成田市を中心とした活動を行っていること。

　（２） 団体の議決機関としての総会若しくは理事会等の諸会議を設置すること。

　（３） 団体の運営を監査する監事を１名以上置くこと。

　（４） 団体には、役員の内、次のいずれかの有資格者を１名以上有すること。

　　　①（公財）日本体育協会公認の各種指導者ライセンス

　　　②（公財）日本レクリエーション協会公認の各種指導者ライセンス

　　　③千葉県の指導者養成講習会に参加して認定された生涯スポーツ指導者

　　　④成田市が任命しているスポーツ推進委員、地区保健推進員、青少年健全育成協議会委員等の団体活動に関係

する公的役職員

　３．加盟団体共通の遵守事項

　　上記１の（１）に記載された共通事項とは、次のとおりとする。

　（１） 成田市スポーツ健康都市宣言の趣旨を理解し、その推進に寄与する。

　（２） 当法人の主要行事に対して積極的な参画に努める。

①総会、理事会等の諸会議

②県民体育大会・東部五市体育大会への選手団派遣、市スポーツフェスティバル・ＰＯＰラン大会等の諸事業の

協力

　（３） 市民を対象とした大会・教室等を開催していること。又は、開催が可能であること。

　４．加盟団体の審査方法

　（１） 入会に関する規程第４条による書類提出を受け、文書審査をするとともに１年間の活動実態を確認し、毎年３月の理事会において承認審査事項に上程する。この場合、申請団体に関わる質疑に対して応答を求めることがある。

　（２） 流派・会派等の相違による単独加盟は認めない。この場合、既存の同種競技団体に加盟するものとする。

　附　則　　平成２７年４月７日より施行する。

　　　　　　　令和２年５月９日一部改訂